

県政ティーミーティングに寄せられたご意見への対応状況について

(令和6年3月1日開催)

1 開催概要

- ・開催日 令和6年3月1日(金) 11:00~12:00
- ・会場 県庁3階 特別会議室
- ・参加グループ 共生社会の実現に向けてコミュニケーション障害を考える会
- ・懇談内容 「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」(障がい者共生条例) 施行後の現状と課題

2 参加者のご意見の概要とご意見に対する対応状況

(1) 共生社会の実現に向けた支援について

(ご意見の概要)

- ・盲ろう者は他者とのコミュニケーション、移動、情報入手の3つの困難を抱えている。通訳介助者がいないと外に出られないため、家に閉じこもりがちになる。県内の盲ろう者の掘り起こしを県にも協力してほしい。

(ご意見への対応)

- ・市町村において身体障害者手帳の所持状況をもとに該当者の把握を行い、必要な支援を受けられるよう、市町村担当者会議において周知するとともに、市町村の取組を支援してまいります。
[障がい者支援課]

(ご意見)

- ・要約筆記にはノートテイクという方法もあるが、あまり知られていないため、啓発を図ってほしい。音声文字変換アプリもあるが、高齢の難聴者や災害時に停電がずっと続くような時は使えないので、隣で書く手書きの要約筆記はやはり必要。また、要約筆記者の数を増やしていくことに県も協力してほしい。

(知事の発言)

- ・アプリだけでは不十分だという反面、いろいろな電子機器類をどうコミュニケーションの手段として使っていくかという、その両面で考えていきたい。

(ご意見への対応)

- ・意思疎通支援者の養成は重要な課題と認識しています。引き続き養成事業に取り組むとともに、安定した受講者数を確保できるよう、養成講座の開催について、市町村等を通じて広報を行います。
[障がい者支援課]

(ご意見)

- ・障がい者共生条例が施行されていてもその効果を感じられないのが現状ではないかというのが、(今回の出席者の)共通した認識。せっかく良い条例があるので、これを県の皆さんと一緒に上げていきたいと思っているので、今後も連絡を密にさせていただいて、いろいろなところで協力をしていただければ嬉しい。

(知事の発言)

- ・障がい者共生条例を作ったにもかかわらず、障がいのある人たちが「変わった」という実感を持ってない状況ではいけないと思う。できるだけ定期的にお話しする場を作りたい。

(ご意見への対応)

- ・障がいのある方たちと毎年定期的に行っている懇談会等において、障がい者共生条例に基づく取組について意見交換を行い、効果的な取組方法を共に検討してまいります。
[障がい者支援課]

(ご意見)

- ・ろう者は手話という言語で生活している。手話は日本語と文法体系も違う視覚言語。テレビの字幕

はあくまで日本語で、字幕の日本語だけでは情報保障として不十分なので、手話のワイプをつけてもらいたい。

(知事の発言)

- ・(知事会見で付けている手話通訳がニュースでは画面から消えてしまうことは)テレビ局に言わないといけないが、承知した。

(ご意見への対応)

- ・どのような映像を放送するかは各局の判断によるものと考えております。なお、県がYouTubeで配信する映像では手話通訳士も一緒に映していますので、YouTubeでの閲覧もご検討ください。

[広報・共創推進課]

(2) 障がい者の支援者等への対応について

(ご意見の概要)

- ・長野県における手話通訳士の雇用は、会計年度任用職員ではなく正規職員の枠を作ってほしい。それぞれ働き方の希望があるが、正規の安定した雇用の選択肢がないというのが問題。

(知事の発言)

- ・会計年度任用職員で専門性が高い人は、任期付職員に変えるなど安定した身分にしていくと同時に、処遇を上げていきたいと思っている。福祉分野での専門性を持った方をどうやって会計年度任用職員から正規職員や任期付職員に転換していくかは今後検討していきたい。

(ご意見への対応)

- ・県で雇用する手話通訳者については、勤務時間等の実情を踏まえて、正規化の検討を進めてまいります。

[人事課、障がい者支援課]

(ご意見の概要)

- ・障がい者を支援する手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳介助者の処遇(報酬)を県が率先して改善してほしい。

(知事の発言)

- ・いろいろな資格を持っている方が中途半端な形で、低い処遇で働かざるを得ない状況は、変えないといけない。

(ご意見への対応)

- ・令和2年度厚生労働省が委託した調査研究事業の報告書によると手話通訳派遣の時給は、全国平均2,000円程度となっており、本県では、時給2,000円に加え、移動時間にも手当を支給しております。今後、他都道府県の直近の状況を調査し、検討してまいります。

[障がい者支援課]

(ご意見の概要)

- ・手話通訳士の職業病であるけい肩腕障がいを診察できる医師の確保をお願いしたい。

(ご意見への対応)

- ・けい肩腕障がいを診察できる医師は極めて少なく、現時点では対応できる医師の確保が難しい状況ですが、引き続き医師の確保に向けて、関係機関と連携して取り組んでまいります。

[障がい者支援課]

(3) 障がいに対する理解促進について

(ご意見の概要)

- ・失語症に対する十分な理解や適切な支援のあり方について社会の中では広がっていない。理解を促進するためにも、失語症をテーマとした映画を、一番地域で繋がる民生児童委員の方や、災害時に支えていただける県職員、消防署職員などに是非見てもらいたい。
- ・偏見や誤解で傷つくことがあり、家にももりがちになるため、民生児童委員さんさえ、失語症患者の存在を把握していないという実態がある。災害時にいろいろ支えたりしていただける県職員の

方や消防署の方など関係する団体の皆さんに失語症について知ってほしい。

(知事の発言)

- ・この映画を県内の映画館で上映してもらうなど、考えていきたい。また、リアルでその障がいを知ってもらうような会をやる時に一緒に上映してもらうなど、いろいろなやり方ありそうな気がする。
- ・我々公務員や消防職員など、いざという時に障がいがある人たちにしっかりサポートしなければいけない立場の人たちが、日頃から障がいの特性を理解していることが重要。普段障がい者と接しない職員も、災害時に避難所に行って支援活動をやったりする時には、障がい特性について知っておくことが必要。市町村にも呼び掛けて、研修の一環でやるなど、公務員が基礎的なところを学ぶ場を考えたい。

(ご意見への対応)

- ・民生児童委員への対応については、従来の障がい者に関する情報提供に加え、失語症の当事者等も参加した映画上映会など、失語症の理解を深める取組について、関係団体とともに検討、実施してまいります。
- ・長野県民生委員児童委員協議会連合会を通じて、各民生委員協議会へ失語症や映画について周知を行い、希望する民生委員協議会で失語症に関するワークショップや映画の視聴が実施できるような対応します。

[障がい者支援課、地域福祉課]

(ご意見の概要)

- ・障がい者と一般の人の壁を取り払うために、長野県も協力してほしい。障がい理解のための講演会などを広報するための予算を付けたり、または県が健康講座のようなものを開催するなど、一般の人の意識を掘り起こしてほしい。
- ・当事者団体だけでは活動には限界がある。加齢による障がい（難聴など）は誰にでも起こりうる可能性があるため、県には障がいというくくりではなく健康講座のような形で、一般の人が参加しやすい講演会などを主催またはお手伝いいただきたい。

(知事の発言)

- ・県民の皆さんへの広報は市町村レベルで主催しているいろんな講演会などでやってもらう形にしていった方がよいのではないかと。県がやっている場だけでは多くの人に伝わらない気がする。

(ご意見への対応)

- ・障がいに対する理解を促進するため、令和6年度当初予算に800万円余を計上し、障がい当事者の意見を踏まえたCM・動画・ミニ番組の制作等を実施予定です。
- ・また、県では「あいサポーター研修」や「出前講座」において、障がい特性や合理的配慮の提供についての理解の促進を図っています。市町村が主催する講演会など様々な場面で、県民の皆様が障がいに対する理解を深めていただけるよう、市町村に働きかけてまいります。また、企業訪問を行い、「ともいきカンパニー」の認定拡大と併せて取り組んでまいります。

[障がい者支援課]

(ご意見の概要)

- ・小さい頃から障がい者と普通に生活することで、障がい者がいることが当たり前で認識できるようになるインクルーシブ教育を推進してほしい。

(知事の発言)

- ・今回（来年度）の予算では一人ひとりの個性や特性に合わせた教育をできるだけ同じ学校で行えるようにしていきたいという事で、教育委員会等が取組を始めようとしている。目指すべき方向はインクルーシブ。学校の段階で分離してしまうと地域社会でも分離されていて当たり前という発想になってしまう。小学校・中学校のところから何とか変えていきたいと思う。

(ご意見への対応)

- ・インクルーシブな教育を推進する上で、通級指導教室が果たす役割は大きく、計画的に整備してきました。今後も、ニーズに応じて適切に設置してまいります。
- ・また、72市町村が副学籍制度を導入しており、特別支援学校の児童生徒が可能な限り地域の小中学校に通う同世代の友だちと共に学ぶ機会の充実を図っています。市町村によって取組に差が生

じないう、情報周知のリーフレットの作成を進めています。

- ・そして、令和6年度は、しあわせ信州創造プラン3.0（長野県総合5か年計画）新時代創造プロジェクトにおいて、認知発達特性の違いや障がいの有無に関わらず、すべての子どもの個別最適な学びが実現されるよう、一人ひとりにあった学びが実践できる新たな学校のあり方をしっかりと検討してまいります。

[教育政策課、特別支援教育課]

(4) 災害時の対応について

(ご意見の概要)

- ・能登半島地震では支援チームの中に行政が設置した正規の手話通訳が加わって支援を行っていると感じた。長野県でもそれが可能なのか。また、支援チームには手話通訳のみではなく、本人も聴覚障がいがあるろうあ相談員が加わっている。同じ障がい当事者同士で本音を言いやすくなるため、長野県でも早い段階から手話通訳者やろうあ者相談員が支援チームに入って、避難所等の支援に入れるようにしてほしい。

(ご意見への対応)

- ・災害時は、二次被害を防ぐため、支援者の安全確保も必要です。遠隔手話通訳システムを有効に活用し、ろう者からの問い合わせに対応してまいります。
- ・また、災害時の情報伝達や避難所における支援などの災害時対応は大事な視点です。今後策定する予定の地震防災対策強化アクションプラン（仮称）の重要課題として検討してまいります。

[危機管理防災課、障がい者支援課]

(ご意見の概要)

- ・盲ろう者が緊急通報を行うことは大変難しいので、ボタン1つで救急車などを搬送してくれるような緊急通報ができるようにしてほしい。

(ご意見への対応)

- ・聴覚等の障がい者向けのウェブサイトでの緊急通報の仕組みが盲ろう者をカバーしていないところもあると認識しています。盲ろう者や支援者団体の意見も伺い、必要な支援について検討してまいります。

[消防課]

(5) 入院時の対応について

(ご意見の概要)

- ・（コロナ禍などの非常事態時でも）盲ろう者が入院した時の通訳介助者の面会を一部でよいから解除してほしい。

(ご意見への対応)

- ・感染症罹患時の対応については、支援者の安全確保の観点を考慮しつつ、派遣元の理解を得ながら必要な支援ができるよう調整してまいります。

[障がい者支援課]

(問合せ先)

担 当 企画振興部広報・共創推進課
対話・共創推進係 師岡、丹羽
電 話 026-235-7190
E-mail kyoso@pref.nagano.lg.jp